

## 第 2 3 回社会保障審議会福祉部会での発言内容（抜粋）

日時：令和元年 1 1 月 1 1 日（月）1 6：0 0～1 8：0 0

場所：TKP 新橋カンファレンスセンター ホール 15D

## 議事（2）介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付けについて

○小林委員 介養協の小林です。よろしく申し上げます。

経過措置について、私ども介養協の意見を少し述べさせていただきます。

経過措置が平成28年3月に設立しました後、平成29年9月に在留資格「介護」が創設されたことによって、資料2の4ページに外国人留学生の入学者数が急激に増加しました。ことしの入学者数は、2,037人です。入学者全体の29.2%を占めています。貴重な外国人留学生の人材育成に、教員は日々奮闘しています。また、介護福祉士養成施設の運営においても、外国人留学生は貴重な存在になってきております。

一方、外国人留学生の介護福祉士国家試験合格率は、資料2の6ページにありますように、日本人の合格率が約9割であるのに対して、外国人の合格率は3割または4割程度と低い状況になっています。そのため、多数の不合格者がいる状況です。現在の制度では、経過措置が終了した後、国家試験で不合格となった外国人留学生の場合、在留資格「介護」を取得できませんので、母国へ帰るなどしなければならなくなります。

その人数ですが、入学者や不合格者率などから推定すると、日本の介護施設で介護業務に従事できない留学生は、毎年1,000人以上となって、職場においても、これだけの人材不足が累積していくと想定しております。

経過措置を延長するかどうかについての意見を述べさせていただきますと、介護福祉士の質の向上と維持は、もちろん養成する側にとっては、一番重要な使命だと考えております。

一方、経過措置ができた後に、外国人留学生が急激に増加した点、施設の方からは、卒業した外国人留学生は、福祉人材として重要な存在であり、ぜひとも確保しておきたいという希望をお寄せいただいている点、また、介護福祉士養成施設は、入学者が減少し、経営的に厳しい点など、現在の状況を総合的に勘案し、介養協としては、経過措置の延長をお願いしたいという立場です。

また、経過措置を延長する、しないにかかわらず、外国人留学生の国家試験合格率を上げることは、重要だと考えております。そのためには、原因の分析や日本語学習の充実など、対策や方法を立てていくことが必要です。そこで、合格率を上げるための対策への支援をぜひお願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。

○小林委員 介養協の小林です。

資料の3ページをご覧いただきたいのですが、先ほど養成校のところで、留学生が在留資格「介護」ということで、在留資格「介護」で入ってきた留学生が国家試験を受けて、不合格になった場合、ほとんどの方たちが、結局は母国に帰らざるを得ないということがあるわけです。例えば先ほどの御意見のように、特定技能ができたからということで、こういう制度はないわけです。介護から特定技能に行けるという制度は、まだできていないです。矢印が特定技能から介護には来ているのですが、まだありません。

そうすると、在留資格「介護」で留学してきた学生さんたちについては、私たち養成校の教員が、国家試験に合格していただくということを命題として頑張っていかなければいけないのですが、二千何人もいらっしゃる中では、日本語学習のN3とか、N4の方たちも入ってきて、その方たちを2年間なりでN2に上げて、そして、国家試験も合格というところは、私たちもかなり努力はしているのですが、難しい部分がございます。留学生の方たちがせっかく目指してくださった介護というところ、福祉の職場にとどまっていたきたいという気持ちがすごくありまして、延長をお願いしたいということを申しあげました。

そういう意味では、留学生の方たちを立派に介護福祉士にしていくという、その1点だけが、私たちの一番の気持ちで、今の国家試験の一本化ということは、重々承知しております。もちろん一本化にしたほうが良いという考え方があるところもあります。介養協としての意見としては、毎年、出させていただいている意見書の中、そして、今回、意見を出してくださいという中から、今回の経過措置の延長を何としてもお願いできないかというところになります。でも、議論はしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。